

## 重要な会計方針

当事業年度より、改訂後の「独立行政法人会計基準」及び「独立行政法人会計基準注解」（令和3年9月21日改訂）並びに「『独立行政法人会計基準』及び『独立行政法人会計基準注解』に関するQ & A」（令和4年3月最終改訂）（以下「独立行政法人会計基準等」という。）のうち、収益認識に係る改訂内容を適用して、財務諸表等を作成しております。

### 1 運営費交付金収益の計上基準

業務達成基準を採用しております。

なお、業務の進行状況と運営費交付金の対応関係が明確である活動を除く管理部門の活動については期間進行基準を採用しております。

### 2 減価償却の会計処理方法

有形固定資産

定額法を採用しております。なお、主な資産の耐用年数は以下のとおりであります。

建物	8年～15年
車両運搬具	6年
工具器具備品	5年～15年

### 3 引当金の計上基準

#### （1）賞与引当金

役職員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当期に見合う分を計上しております。

なお、役職員の賞与については、運営費交付金により財源措置がなされる見込みであるため、賞与引当金と同額を賞与引当金見返として計上しております。

#### （2）退職給付引当金

退職一時金については、役職員の期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

なお、運営費交付金により財源措置がなされる見込みである退職一時金については、退職給付引当金と同額を退職給付引当金見返として計上しております。

### 4 収益及び費用の計上基準

でん粉価格調整事業収入は、主に「砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律」（昭和四十年法律第百九号。以下「価格調整法」という。）に基づく指定でん粉等の買入れ及び売戻しに係る収益であり、輸入申告者等との売買契約に基づいて指定でん粉等を売り渡す履行義務を負っております。当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

輸入に係る指定でん粉等の買入れ及び売戻し

指定でん粉等の輸入許可等がされることが確実と見込まれる時点において、輸入申告者等が当該製品等に対する支配を獲得して充足されると判断し、指定でん粉等の輸入許可等がされることが確実と見込まれる時点において収益を認識しております。

5 キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、手許現金、随時引き出し可能な預金からなっております。

6 リース取引の処理方法

リース料総額が300万円以上のファイナンス・リース取引については、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

リース料総額が300万円未満のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

7 消費税等の会計処理方法

消費税等の会計処理方法は、税込方式によっております。

## 注記事項

### 1 収益認識

当勘定は、以下に記載する内容を除き、独立行政法人会計基準第86における収益に重要性が乏しいため、注記を省略しております。

#### (1) 収益の分解情報

当勘定の一定の事業等のまとまりごとの区分は、でん粉価格調整事業、情報収集提供事業であり、このうち独立行政法人会計基準第86における「顧客との契約」から生じる取引は、でん粉価格調整事業における、でん粉価格調整事業収入 8,870,471,090円であります。

#### (2) 収益を理解するための基礎となる情報

当勘定の輸入申告者等との契約から生じる収益に関する主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりであります。

輸入に係る指定でん粉等の買入れ及び売戻し

主な履行義務は、価格調整法の第二十六条～第三十二条に基づき、輸入に係る指定でん粉等を輸入申告者等から買入れ、売り戻すことであります。履行義務の充足時点については、指定でん粉等の輸入許可等がされることが確実と見込まれる時点としております。当該時点は買入れ及び売戻し承諾書を輸入申告者等に交付して、所有権が移転した時点であります。取引価格は、価格調整法第二十九条及び第三十一条第1項の規定により算出される価額に基づいております。

#### (3) 当該事業年度及び翌事業年度以降の収益の金額を理解するための情報

当初に予想される契約期間が1年を超える重要な契約がないため、実務上の便法を適用し、記載を省略しております。

### 2 行政コスト計算書

#### (1) 独立行政法人の業務運営に関して国民の負担に帰せられるコスト

行政コスト	8,970,485,826円
自己収入等	△8,870,844,678円
国庫納付額	△5,339,769,724円
機会費用	369,299円
<hr/>	
独立行政法人の業務運営に関して	
国民の負担に帰せられるコスト	△5,239,759,277円

#### (2) 機会費用の計上方法

国又は地方公共団体との人事交流による出向職員から生ずる機会費用の計算方法

当該職員が国又は地方公共団体に復帰後退職する際に支払われる退職金のうち、独立行政法人での勤務期間に対応する部分について、給与規則に定める退職給付支給基準等を参考に計算しております。

### 3 損益計算書

ファイナンス・リースが損益に与える影響額は、0円であり、当該影響額を除いた当期総利益は210,399,248円であります。

### 4 キャッシュ・フロー計算書

資金の期末残高の貸借対照表上の科目

現金及び預金	646,370,095円
うち定期預金	0円
<u>(差引) 資金残高</u>	<u>646,370,095円</u>

### 5 退職給付関係

#### (1) 採用している退職給付制度の概要

役員については役員退職手当支給規程、職員については職員退職手当支給規程による退職一時金制度及び確定拠出制度を設けております。

#### (2) 簡便法を適用した制度の退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付引当金	164,783,575円
退職給付費用	△16,131,775円
退職給付への支払額	△688,265円
期末における退職給付引当金	<u>147,963,535円</u>

#### (3) 退職給付に関連する損益

簡便法で計算した退職給付費用	<u>△16,131,775円</u>
----------------	---------------------

#### (4) 確定拠出制度

拠出額	2,159,663円
-----	------------

### 6 金融商品関係

#### (1) 金融商品の状況に関する事項

当勘定は、独立行政法人通則法第47条の規定等に基づき、資金運用については定期預金等で行っております。

また、交付金の支払資金の一時不足となる場合に、主務大臣により認可された借入限度額の範囲内で、金融機関からの借入により資金を調達しております。

#### (2) 金融商品の時価等に関する事項

現金は注記を省略しており、預金、未収金、未払金及び受入保証金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

### 7 重要な債務負担行為

該当事項はありません。

8 重要な後発事象

該当事項はありません。